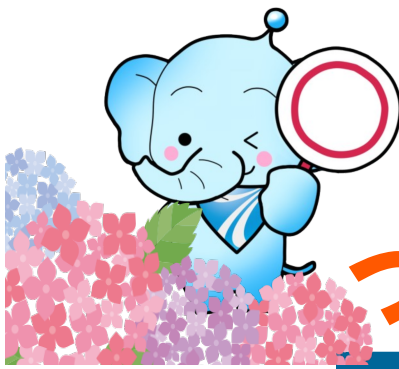




社会保険労務士法人つむぎ

つむぎだより No.62

＝GWの過ごし方＝

5月はゴールデンウィークもあり、長期休暇を取られた方も多いのではと思います。大阪では「大阪・関西万博」が4月13日から始まりました。すでに行ってきたという人もチラホラいます。皆さまはもう行けましたか？

私はまだ行っていませんが、「大屋根リング」は見たえがあるとか、抽選に外れて行きたいパビリオンに行けなかったなどという話を耳にします。大阪市内を歩いていると、公式キャラクターであるミャクミャクのマスコットをつけている人をよく見かけるので、“大阪で万博をやっているんだな”と実感しています。

さて、当法人も6月後半から繁忙期に入ります。今年は繁忙期を初めて迎えるメンバーもいますので、全員で協力しながら仕事を進めていきたいと思っています。(川東)



★2025年6月号

1、カスハラ被害の体験者＋遭遇者は6割近くに

近年、社会的問題となっている「カスタマーハラスメント(カスハラ)」は、多種多様な仕事と働き手が集中する地域で特に深刻化しています。これを受け、東京都や北海道で今年4月1日にカスハラ防止条例が施行されました。

カスハラについて東京都内在住・勤務の15歳以上男女に行ったWeb調査の結果を、東京都産業労働局がまとめました。

◆調査結果

- ・カスハラという言葉も意味も知っている 57.3%
- ・カスハラが増加していると思う 79.6%
- ・就業中に自身がカスハラ被害にあった 16.8%
- ・就業中にカスハラを見聞きした 36.3%
- ・カスハラ被害にあった場面
対面(接客時など): 51.2%
電話・メール: 33.2%
- ・カスハラ行為
威圧的な言動: 63.8%
(声を荒げる、にらむ、物を叩くなど)
継続的・執拗な言動や行為: 28.9%
(何度も電話、要求を繰り返す)
- ・カスハラ被害の対応方法
管理職・上司が対応: 40.3%
自分1人で対応: 32.0%
同僚が対応: 31.7%

- ・勤務先のカスハラ対策の実施
行っている: 23.0%
行っているが不十分: 27.6%
行っていない: 49.3%

調査結果では、「カスハラ」という言葉は浸透しているし、実際に見聞きはしているものの、勤務先の過半数が対策が十分ではない、という結果となりました。

カスハラ対応を企業に義務付ける労働施策総合推進法の改正も閣議決定され、成立は目前です。企業にとっては、これまでに、顧客対応マニュアルや基本方針の策定、従業員の訓練等への対応が求められることとなります。

【東京都産業労働局「カスタマーハラスメントに関する都民調査」】

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/sangyo-rodo/onedrive>



＝季節のコラム＝

お米のことで喧しい昨今ですが、暦は「麦秋」の季節を迎えます。

人類最古の栽培植物のひとつ、麦(大麦・小麦)は1万1000年位前には西アジアで栽培されていたとか。日本には大麦が縄文時代晩期、小麦が弥生時代に、稲作とともに中国経由で伝わったようです。

粒のままで調理できる大麦は、二毛作が広まった中世には麦飯や雑穀飯として農民の常食となりましたが、製粉しなければならぬ小麦の食品であるうどん、饅頭などは、石臼が普及する江戸時代まで長らく贅沢品とされました。

新緑の中で広い畑一面が黄金色になる草紅葉の「麦秋」が過ぎれば、梅雨になりますね。(鹿島)



社会保険労務士法人つむぎ

〒540-0012

大阪市中央区谷町2丁目1番22号

フェアステージ大手前ビル7階

電話: 06-4397-3358

FAX: 06-4397-3359

Email: info@sr-tsumugi.or.jp

営業時間

平日 9:00～18:00

HP: <https://sr-tsumugi.or.jp/>

2、改正労働安全衛生法が成立しました

5月8日、衆議院本会議にて改正労働安全衛生法及び作業環境測定法が可決、成立しました。改正の概要を一部抜粋してご紹介します。

◆個人事業者等に対する安全衛生対策

・既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、個人事業者等の災害の防止を図るための対策、整備を推進する。

◆職場のメンタルヘルス対策の推進

・労働者数50人未満の事業場についてもストレスチェックの実施を義務化する。

◆化学物質による健康障害防止対策

・化学物質の危険性・有害性情報の通知義務を違反した場合の罰則を設置する。
・個人ばく露測定を作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

◆機械等による労働災害の防止

・民間の登録機関が実施できるボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部(設計審査)や製造時等検査範囲を拡大して、労働災害の防止を促進する。

・登録機関や検査業者の適正な業務実施に向け、不正への対処・欠格要件を強化し、検査基準の遵守義務を課す。

◆高齢者の労働災害防止の推進

・高年齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国は当該措置に関する指針を公表する。

施行日は、別に記載のあるものを除き、令和8年4月1日です。いずれも、多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するための措置ですのでご確認下さい。

【厚生労働省「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案の概要」】<https://www.mhlw.go.jp/content/001449334.pdf>



3、今月のおすすめ本

今月は「君はなぜ働くのか」(永松茂久著/フォレスト出版)をご紹介します。

昨年就職した娘が、仕事に悩んでいました。「辞めたい」、「なぜ働くのか」、そんな言葉を聞き、書店で手に取った本です。

著者が師匠(斉藤一人氏)からの教え(働くことの意味)を師匠との会話から吸収し、それを読者に伝えるという内容です。

モチベーションの正体は「なぜ」を考えること。なぜ働くのか、なぜ自分たちの会社は存在するのか。今、目の前にあることに対して意味が見えればやる気になる。

先ず目指すべきは今の仕事を好きになること。その次が仕事に好かれる(依頼が

増える)こと、とありました。

「なぜ働くのか?」は「なぜ生きるのか?」に置き換えられます。「夢を失っても人は生きていける。しかし、意味を失ったとき、最悪、人は死ぬという選択をする。」という言葉が印象的でした。

娘に買った本ですが、自分自身の仕事に対する向き合い方を考える良い機会になりました。皆さんも、ぜひ読んでみて下さい。(川端)

